

特定災害復旧事業 稲舟地区 地すべり対策技術検討その3業務委託事業 応募要領

第1 事業名

特定災害復旧事業 稲舟地区 地すべり対策技術検討その3業務委託事業

第2 事業の目的及び概要

1 目的

本委託事業は、特定災害復旧事業稲舟地区における技術的課題を踏まえ、学識経験者により構成される「地すべり対策技術検討委員会」（以下、「委員会」という。）を企画・開催し、事業を適切かつ円滑に遂行する上で参考となる技術的な方針をとりまとめることを目的とする。

2 概要

(1) 技術的課題の整理

受託者は、別途委託者が示す情報に基づき、委員会に提示する資料を整理するとともに、委員会等の議事録の作成、検討結果のとりまとめ等を行う。

(2) 委員会等の設置及び運営

地すべり対策における技術的検討課題について、地すべり対策に関する専門家である大学教授等の有識者を選定し、委員委嘱の上、委員会を設置する。

委員会等の開催回数及び具体的な検討項目は以下のとおりである。

① 委員会及び幹事会の運営

開催場所・時期は下表のとおり予定しているが、受託者は、委員会及び幹事会の開催についての諸調整及び運営を行う。

なお、委員長とのオンラインによる個別打合せを今年度の委員会の開催に先立ち予定しているが、その諸調整・運営を行う。また、委員との個別打合せは想定していないが、必要に応じて、個別打合せを実施することがある。

委員会の開催場所・時期

| [地すべり対策技術検討委員会] | | | |
|-----------------|------------|----------------|-------------------|
| 開催場所 | 開催回数:実施時期 | 日程 | 検討項目 |
| 輪島市内 | 第1回:R8年10月 | 1日間 1日目:委員会 | 工事進捗状況報告 |
| 金沢市内 | 第2回:R9年3月 | 1日間 1日目:委員会 | 機構解析とりまとめ及び対策工の報告 |

委員会の構成

| 委員数(計4名) | 役職等 |
|----------|--|
| 委員長 | 地すべり対策の専門技術を有する大学教授又は同等以上の者 |
| 委員(3名) | 地すべり対策の専門技術を有する大学准教授等以上又は研究所の主任研究員以上又は同等以上の者 |

幹事会の開催場所・時期

| [地すべり対策技術検討幹事会] | | | |
|-----------------|-------------|-----------------|--------------------|
| 開催場所 | 開催回数:実施時期 | 日程 | 検討項目 |
| 金沢市内 | 第1回: R9年 2月 | 1日間 1日目: 幹事会 | 機構解析とりまとめ及び対策工の報告案 |

(3) 報告書の作成

受託者は、前述した(1)～(2)に関する検討結果の整理を行い、報告書として取りまとめ、報告書1部と電子媒体(CD-R又はDVD-R 2部)を作成し提出する。

第3 契約限度額

本事業についての契約限度額は、以下のとおりとする。

6,534,000円(消費税及び地方消費税込み)以内

また、予算上の制約から、年度の途中において契約限度額を減額する場合がある。

第4 応募資格

本事業に応募できる者は、次の1及び2の双方に該当する者とする。

1 対象者

民間企業、独立行政法人、認可法人及び民間団体(民法(明治29年法律第89号)第34条の規定に基づく公益法人を含む。)

2 参加資格

次の各号のすべてに該当する者。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等(調査・研究)」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている、「東海・北陸」及び営業品目の「303 調査・研究」の資格を有する者であること。

(4) 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領(平成26年10月17日付け26経第879号大臣官房経理課長通知)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

第5 契約期間

本事業の実施期間は、委託契約締結の日から令和9年3月19日(金)までとする。

なお、契約については、国と委託契約候補者との間で委託契約に関する協議が整い次第、締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

第6 参加表明書の提出

1 参加表明書の作成

参加表明書は、「参加表明書」（別紙様式第1号）により作成し、以下の（1）～（3）までの添付書類と併せて、持参又は郵送により提出することとする。電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、提出期限に必着とする。

- （1）「競争参加資格」を証するものとして、総務省から通知のあった「令和7・8・9年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し。但し、未到着の場合は企画提案書提出期限までに提出するものとする。
- （2）業務内容を示したパンフレット（又はリーフレット）又はこれに準ずるもの。
- （3）民間企業にあっては、営業経歴書並びに最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準ずるもの）を、民間企業以外の者にあっては、定款又は寄付行為及び最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準ずるもの）。

2 提出期限

令和8年6月9日（火）16：00必着

3 提出部数

各1部ずつ

4 受付時間等

- （1）受付曜日 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
- （2）受付時間 9：00～12：00及び13：00～16：00
- （3）受付場所 第15の「問い合わせ先」

第7 企画提案書の提出

1 企画提案書の作成

参加表明書を提出したものは、「企画提案書の提出について」（別紙様式第2号）により作成し、以下の（1）～（7）までの添付書類及び「見積書」（別紙様式第5号及び6号）と併せて、持参又は郵送により提出することとする。電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、提出期限に必着とする。

- （1）事業の実施方法（企画提案書 様式1）
第2に示す事業内容ごとに、事業をどのように実施するか実施手順・実施方法を具体的に記載すること。
- （2）工程計画（企画提案書 様式2）
当該事業を遂行する上での工程表（作業スケジュール）を作成すること。
（フロー図等の掲載も可）
- （3）事業の実施体制（企画提案書 様式3）
 - 1）事業実施体系図（組織全体の中で担当部署の位置を明示）
 - 2）本事業に携わる担当者のリスト及び経歴（過去5年間の同種又は類似事業の実績があれば、事業内容及び役割を記載する。）
- （4）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況
（企画提案書 様式4）
ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等について記載する。
- （5）積算内訳（参考資料として提出。別紙様式第3号）

- (6) 競争参加資格証明書の写し（参加表明書提出時に添付している場合は不要）
- (7) その他参考となる資料（任意様式）A4用紙5ページ以内とすること。

2 提出期限

令和8年6月19日（金）16：00必着

3 提出部数

1部

4 受付時間等

- (1) 受付曜日 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
- (2) 受付時間 9：00～12：00及び13：00～16：00
- (3) 受付場所 第15の「問い合わせ先」

5 過去の報告書の閲覧

企画提案書作成に当たり、閲覧可能な資料は次のとおりである。

| 閲覧資料 | 数量 |
|--|----|
| 令和6年度 特定災害復旧事業 稲舟地区 地すべり対策技術検討業務委託事業 | 1式 |
| 令和7年度 特定災害復旧事業 稲舟地区 地すべり対策技術検討その2業務委託事業 | 1式 |
| その他、監督職員が必要と認める資料 | 1式 |

閲覧を希望する者は、令和8年6月19日（金）までのうち、第7の4による受付時間等において、北陸農政局土地改良技術事務所で閲覧することができる。ただし、貸与を希望する者は、第15の「問い合わせ先」に連絡の上、貸与資料申請書（別紙様式第4号）を提出する。なお、貸与資料は、企画提案書の提出に合わせて返却する。

第8 契約候補者の選定等

1 企画提案書の特定基準（別紙1「企画提案書特定基準」）

企画提案書は、次の事項に着目して評価する。

- (1) 事業の実施方法の的確性
事業目的及び内容を十分に理解し、技術的課題の抽出及び検討に当たっての実施方法が適切なものとなっているか。
- (2) 委員会の運営方法の妥当性
専門分野に配慮された学識経験者による委員会構成や委員会を適切に活用する運営方法となっているか。
- (3) 実施手順や工程計画の妥当性
検討課題に配慮した実施手順や工程計画となっているか。
- (4) 実施体制の妥当性
事業量に見合った人員が配置され、事業内容に応じた適切な担当者が配置されているか。
- (5) 継続教育に対する取組

本事業を統括的に管理する担当者の継続教育に対する取組状況。

(6) ワーク・ライフ・バランス等の推進

ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等。

2 契約候補者の選定

(1) 契約候補者の選定は、別に定める選定委員会において、提出された企画提案書に対し別紙1の企画提案書特定基準により評価を行い、最も評価の高い企画提案書の提出者を契約候補者として選出する。

(2) 前項に基づき選出された契約候補者については、北陸農政局土地改良技術事務所長入札・契約手続審査委員会の審査を経た上で、特定する。

(3) 選定結果は、令和8年6月29日(月)までに、全ての参加者に対し文書により通知する。

なお、非特定を通知された者については、通知のあった日の翌日から7日以内(休日等は除く)に、非特定理由について説明を求めることができる。

第9 応募に関する留意事項

1 第6の2の提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出できないものとする。

2 企画提案書等の作成及び提出など本事業の応募に関する一切の費用は、選定の成否を問わず応募者が負担するものとする。

3 提出された参加表明書及び企画提案書等の書類は、返却しないこととする。

4 提出された参加表明書及び企画提案書等は、採点等本事業に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しないこととする。

5 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。

ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であることの委託者の了解を得なければならない。

6 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とするものとする。

7 企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

第10 契約保証金の扱い

会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定により免除する。

第11 委託料の支払い方法

委託費の額が確定した後、受託者から適法な請求書を受領した日から30日以内にその支払いを行うものとする。

委託料の支払い方法は精算払いとする。ただし、予算決算及び会計令第58条第1項に規定

する協議が調った場合は、概算払いとする。

第12 成果品（著作権等）の帰属等

本事業により取得した著作権は、分任支出負担行為担当官が継承するものとする。

第13 人件費の算定等

当該委託事業に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、別添「委託事業における人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第961号大臣官房経理課長通知）」によるものとする。

第14 実績報告

委託契約者は、本事業が終了したときは、分任支出負担行為担当官に委託事業実績報告書（契約締結時に別途指示する様式による）を提出しなければならない。

第15 問い合わせ先

〒921-8507 石川県金沢市新神田4-3-10
北陸農政局土地改良技術事務所
TEL：076-292-7900